

明光園 入所までの流れ

明光園 入所希望者

- ・ 65 歳以上の高齢視覚障がい者で在宅での生活が困難と思われる者。
 - ・ 非課税世帯の者。
 - ・ 家族の援助を受けることが困難な者。
- ※住宅確保要配慮者や虐待等により緊急保護を要する者については、年齢を問わず特例措置に該当する場合がある。

- ・ 一定額の所得がある高齢視覚障がい者の他、居住に課題を抱える者。
 - ・ 家庭での生活を継続することが困難な者。
 - ・ 要支援 1～要介護 5 の要支援・要介護認定を受けた者。
- ※視覚障がい者に限らず入所が可能。

措置入所

※料金表別表 1

申込窓口

住民票登録のある市区町村福祉課

入所判定

市町村の入所判定委員会による審査

非該当

措置入所

契約入所

※料金表別表 2

申込窓口

明光園

入所待機

契約入所